



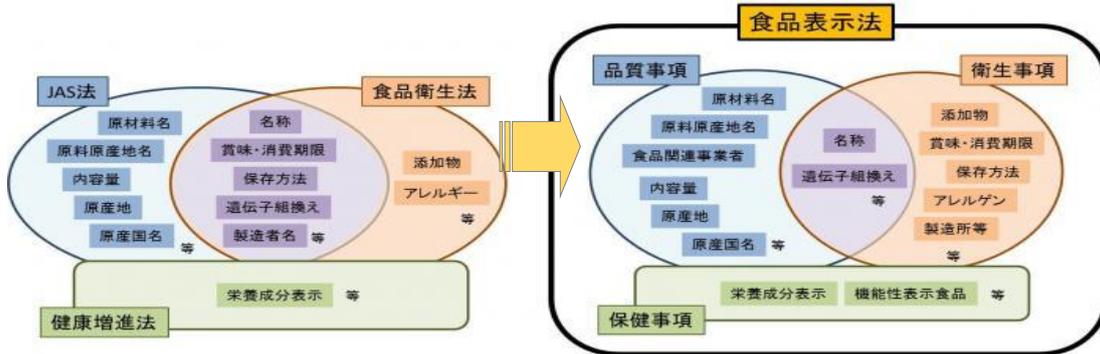
# 食品衛生ニュース

【通巻7号(第1巻6号)】  
2019年12月

## 食品表示法について

### □食品表示法ってなに？

食品表示法は、それまであった「食品衛生法」「JAS法」「健康増進法」の3つの法律を一元化し、より分かりやすい食品表示制度を作るために施行(2015年4月1日)された法律です《下図参照》。この新法に基づく表示への**完全移行までの猶予期間は、2020年3月31日(生鮮食品は、2016年9月30日、加工食品[輸入品を除く]の原料原産地表示は2022年3月31日)**です。また、**所管は消費者庁**となります。



(東京都 HP より抜粋)

食品表示法の施行による**大きな変更点**としては、**下記の4つ**が挙げられます。では、それぞれを簡単にご説明します。

#### 1. 一般用の加工食品及び一般用の添加物の栄養成分表示の義務化

一般用の加工食品と一般用の添加物には「熱量」「タンパク質」「脂質」「炭水化物」「食塩相当量」の5成分の表示が義務化されました。また、消費税法第9条に規定する小規模事業者(課税期間に係る基準期間における課税売上が1000万円以下の事業者)などは、栄養成分の表示が免除されるケースもあります。

#### 2. アレルギー表示の変更

アレルギーの表示は、原材料名の各々に個別に表記する「個別表示」が原則となり、例外的に全てのアレルゲンを表示する「一括表示」が可能となります。また、特定加工食品としてアレルギーの表示が義務付けられていなかった、マヨネーズや生クリームなどは、「マヨネーズ(卵を含む)」や「生クリーム(乳成分を含む)」と表示することになります。

#### 3. 「機能性表示食品」制度の新設

「脂肪の吸収をおだやかにします」などの特定の保健の目的が期待できるという食品の機能性を表示することができる「機能性表示食品」制度が新設されました。安全性や機能性を科学的な根拠に基づいて、事業者の責任において表示するもので、消費者庁長官への届出は必要ですが、「特定保健用食品」とは異なり、消費者庁長官の個別の許可を受けたものではありません。

#### 4. 全ての加工食品(輸入品を除く)に原料原産地の表示

2017年9月1日に、食品表示法に基づく食品表示基準が改正され、全ての加工食品(輸入品を除く)の重量割合上位1位の原材料について原料原産地の表示が必要となりました。【改正猶予期間:2022年3月31日迄】

### □栄養成分表示の義務化までには、どのくらいの猶予期間があるの？

この新法に基づく表示への**完全移行の猶予期間は、2020年3月31日(生鮮食品は2016年9月30日、加工食品(輸入品を除く)の原料原産地表示は2022年3月31日)まで**です。それまでに**製品の表示(ラベル)の改訂**が必要となります。  
(参考資料 一般社団法人 石川県予防医学協会)

登録衛生検査所  
株式会社 **中央微生物検査所**  
環境サービス事業部

<http://www.chubi.co.jp/>  
E-mail [shoku@chubi.co.jp](mailto:shoku@chubi.co.jp)

本 社  
〒536-0008 大阪市城東区関目5丁目22番23号  
**TEL.(06)6939-1044**  
FAX.06-6939-2350

東京営業所  
〒105-0012 東京都港区芝大門1丁目3番10号コスモタワービル10階  
**TEL.(03)5472-7551**  
FAX.03-5472-7552